使用料等審議会委員名簿

（敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 備　　考 |
| 杉　本　みどり | H23年11月1日～ |
| 林　　　幸　司 | H23年11月1日～ |
| 萩　原　真理子 | H25年11月1日～ |
| 松　山　陽　一 | H25年11月1日～ |
| 野　澤　　　亮 | H27年11月1日～ |
| 丹　野　　　寛 | H29年11月1日～ |
| 福　田　清　貴 | H29年11月1日～ |
| 依　田　浩　恵 | H29年11月1日～ |
| 白　銀　孝　志 | R1年11月1日～ |
| 櫻　井　香　代 | R1年11月1日～ |

（任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日）

　　　使用料等審議会条例（抄）

　（組織）

第３条　審議会は、委員１０人をもって組織する。

２　委員は、町民のうちから町長が委嘱する。

　（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。

２　補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は審議会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

４　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

　（会議）

第７条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。